

星槎大学研究倫理審査委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、星槎大学委員会規程第3条第3項及び星槎大学研究倫理委員会規程第9条第3項の規定に基づき、人を対象とした研究に関わる審査を行う研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、星槎大学（以下「本学」という。）の学生、教職員及び客員研究員が行う、次に掲げる研究計画の実施の適否及び実施状況等について、専門的、倫理的及び一般的な立場から審査を行うほか、研究に関する倫理上の重要事項について学長に意見を述べることを任務とする。

- 一 「人を対象とする生命科学・医学系研究において関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に基づく研究計画
- 二 その他人を対象とする研究であって個人等への依頼及び同意を必要とするものに係る研究計画

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員6名以上10名以内で組織し、委員は、学長が次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める員数以上を任命し、又は委嘱する。

- 一 本学の教授又は准教授（医療分野） 1名
- 二 本学の教授又は准教授（人文・社会科学分野） 3名
- 三 次のア又はイに掲げる者であって、本学に所属しないもの 1名

ア 保健・医療分野の専門家その他の自然科学分野の研究者又は有識者

イ 倫理・法律分野の専門家その他の人文・社会科学分野の研究者又は有識者

四 本学に所属しない者であって、研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできるもの（前号に掲げる者を除く。） 1名

- 2 委員会は、単一の性に偏ることなく構成されなければならない。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長等）

第4条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから任命する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに、委員会を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（成立及び議決要件）

第5条 委員会は、第3条第1項第3号又は第4号に掲げる委員2名を含む委員の過半数が出席（第5項に規定するWeb会議システムによる出席を含む。以下同じ。）をしなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席をした委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員会が第10条に規定する審査意見及び研究に関する倫理上の重要事項についての意見を議決するには、出席をした委員の全員の一致がなければならない。ただし、委員会において議論を尽くしても、委員の意見が分かれたため、委員会としての意見が定まらないときは、出席をした委員の3分の2以上の多数で議決することができる。
- 4 委員は、自らが研究代表者、研究責任者、共同研究者又は研究協力者となる

研究に係る議事に加わることができない。

- 5 委員は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。映像を送受信できなくなった場合において、音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。
- 6 Web 会議システムの利用において、音声を送受信できなくなった場合は、当該 Web 会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時から退席したものとみなす。
- 7 Web 会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない、委員以外の者に視聴させてはならない。

（議事録）

第 6 条 会議の議事の概要は、議事録に記録しなければならない。

2 議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 日時及び場所
- 二 開会及び閉会の時刻
- 三 出席した委員及び同席した職員等の氏名及び職名
- 四 議題
- 五 審議の概要
- 六 決議事項

3 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定するものとし、会議の日から 5 年間保存しなければならない。

（審査の手続等）

第 7 条 研究責任者は、研究計画を実施しようとするときは、あらかじめ、その実施の適否について、委員会の意見を聴かななければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、公衆衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急に研究を実施する必要がある場合は、学長の決定をもって研究計画を実施することができる。この場合においては、事後にその実施の適否について、委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 研究計画の審査を希望する研究責任者は、所定の「研究倫理審査申請書」（様式1）、「研究計画書」（様式2）を添付して学長に申請しなければならない。
- 4 学長は、前項の申請が到達したときは、遅滞なく、当該申請につき、申請書の記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていることその他の形式上の要件について確認するものとする。この場合において、当該申請が形式上の要件に適合しないときは、学長は、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、相当の期間を定めて、当該申請の補正を求め、又は当該申請を却下するものとする。
- 5 第3項の申請が形式上の要件に適合するときは、学長は、委員会に対し、速やかに、審査を諮問するものとする。

（多機関共同研究における手続）

第8条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、研究責任者は、多機関共同研究について、他の機関における一の倫理審査委員会による一括した審査を受けず、個別の倫理審査委員会の意見を聴く場合は、共同研究機関における研究の実施の許可、他の倫理審査委員会における審査結果、当該研究の進捗に関する状況その他審査に必要な情報についても委員会に提供し、委員会の意見を聴かなければならない。

（審査基準等）

第9条 委員会は、第7条第5項の規定による諮問を受けたときは、申請書及び添付資料に基づき、当該申請に係る研究計画が星槎大学研究倫理規範に適合しているか否かについて、次に掲げる項目等から審査するものとする。

- 一 研究の目的及び意義
 - 二 研究者及び研究組織の適格性
 - 三 研究方法
 - 四 研究対象者に予想されるリスクと利益との比較衡量
 - 五 研究対象者の保護の方法
 - 六 資料入手等の方法
 - 七 情報保護体制の整備状況
 - 八 研究結果の公表の方法
- 2 委員会が前項の審査を行うに当たっては、次に掲げる点に特に留意しなければならない。
- 一 研究対象者に予想されるリスクと研究から得られる利益及び知識の重要性を比較衡量し、当該研究対象者に対するリスクが妥当であること。
 - 二 研究対象者の選択が合理的であること。
 - 三 インフォームド・コンセント又はインフォームド・アセント（以下「インフォームド・コンセント等」という。）の取得の必要性の有無及びその方法が適切であること。
 - 四 インフォームド・コンセント等の取得が免除される場合の研究対象者への説明及び情報公開の方法が適切であること。
 - 五 個人情報保護する体制が整備されていること。
- 3 委員会は、必要に応じて申請者及び審査に係る研究の実施に携わる研究者（以下「申請者等」という。）に出席を求め、申請内容等の説明を聴取することができる。ただし、申請者等は、審議及び意見の決定に参加することはできない。

（審査意見）

第10条 審査意見は、次に掲げるもののいずれかとする。

- 一 非該当

- 二 承認
- 三 条件付き承認
- 四 変更の勧告
- 五 不承認

(迅速審査)

第11条 第5条第1項の規定にかかわらず、委員会は、委員長が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認める審査について、委員長が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行い、意見を述べることができる。

- 一 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について委員会の審査を受け、その実施について承認の意見を得ている場合の審査
 - 二 研究計画書の軽微な変更に係る審査
 - 三 侵襲を伴わない研究であって、介入を行わないもの又は通常の教育課程に即した介入を行うものに関する審査
 - 四 軽微な侵襲を伴う研究であって、介入を行わないもの又は通常の教育課程に即した介入を行うものに関する審査
 - 五 既に委員会において承認の意見を得ている研究計画に準じた研究計画に係る審査
 - 六 研究対象者に対して最小限の危険（日常生活で被る身体的、心理的又は社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まない研究計画に係る審査
- 2 迅速審査においては、委員長及び委員長が指名した2名以上の委員の全員の合意をもって、その意見を委員会の審査意見として取り扱うものとする。
- 3 委員長は、前項に規定する審査意見を全ての委員に報告するものとする。

(審査の結果)

第12条 委員長は、第10条の審査意見について、所定の「研究倫理審査報告

書」(様式3)により学長に速やかに報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、委員会の審査意見を参酌して、当該申請に係る研究計画の実施の適否を決定し、その結果を所定の「研究倫理審査結果通知書」(様式4)により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の通知には、当該決定が第10条第2号に該当する場合を除き、その理由を付記するものとする。

(再審査の請求)

第13条 申請者は、前条第2項の学長の決定(第10条第1号又は第2号に該当する場合を除く。)に不服があるときは、同項の通知を受けた日から起算して60日以内に、学長に対し、所定の「再審査請求書」(様式5)により、再審査の請求をすることができる。

- 2 学長は、前項の規定による請求があった場合において、請求が形式上の要件に適合するときは、自ら再審査し、又は委員会に対し、速やかに再審査を諮問するものとする。
- 3 委員会による再審査については、第9条から前条までの規定を準用する。

(研究の実施)

第14条 研究責任者は、第12条第2項の規定により研究計画の実施を適当とする旨の決定を受けなければ、当該研究計画を実施することができない。

- 2 前項の場合において、研究責任者は、研究の実施を適当とする旨の通知を受けた日から研究を開始することができる。ただし、条件付きで適当とする旨の通知を受けた場合にあっては、その条件を成就したときから又はその条件に従い、研究を開始しなければならない。
- 3 前項ただし書に規定する場合において、条件を成就したときは、研究責任者は、その旨を学長に報告し、その確認を受けなければならない。

(研究計画の変更等)

第 15 条 第 12 条第 2 項の規定により研究の実施を適当とする旨の決定を受けた者(以下「被承認者」という。)は、承認された研究計画を変更しようとするときは、あらかじめ、学長に対し、所定の「研究倫理審査変更申請書」(様式 6)により、当該研究計画の変更を申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 11 条第 1 項第 2 号に規定する研究計画書の軽微な変更のうち、研究責任者の職名変更、研究者の氏名変更その他委員会が定める変更については、被承認者は、あらかじめ、学長に対し、所定の「軽微変更報告書」(様式 7)により学長に報告しなければならない。この場合においては、委員会の意見を聴くことを要しない。

3 第 6 条から前条までの規定は、研究計画の変更について準用する。

4 被承認者は、承認された研究計画に係る研究を中止するときは、あらかじめ、学長に対し、所定の「研究中止報告書」(様式 8)により当該研究計画の中止を報告しなければならない。

5 被承認者は、承認された研究計画に係る研究が終了したときは 30 日以内に、学長に対し、所定の「研究終了報告書」(様式 9)によりその研究結果を報告しなければならない。

6 学長は、第 2 項前段又は前 2 項の規定による報告があったときは、委員会に通知するものとする。

(庶務)

第 16 条 委員会の庶務は、大学院事務部が処理する。

(守秘義務)

第 17 条 委員会の委員及びその事務に従事する者(以下「委員等」という。)は、申請書類などに表れた研究対象者に関する情報や広義の知的財産となる可能性のある方法その他審査を行う上で職務上知り得た情報を法令に基づく

場合その他正当な理由なく漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(重大な懸念事項の報告)

第 18 条 委員等は、審査を行った研究に関連する情報の漏えいその他研究対象者の人権を尊重する観点、当該研究の実施上の観点又は審査の中立性若しくは公正性の観点から重大な懸念が生じた場合は、速やかに学長に報告しなければならない。

(適用除外)

第 19 条 この規程は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）の規定に基づく調査については、適用しない。

(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、施行の際現に審査中の案件については、なお従前の例による。

様式 1 (第 7 条関係)

研究倫理審査申請書

年 月 日

星槎大学 学長 殿

申請者 (研究責任者)

氏名

所属・職名または学籍番号

連絡先 E-mail

下記の研究について、星槎大学研究倫理審査委員会規程第 7 条第 3 項の規定に基づき、倫理審査を申請いたします。

記

1. 研究課題名	
2. 審査区分	<input type="checkbox"/> 研究計画 <input type="checkbox"/> 研究計画の変更 <input type="checkbox"/> 規程所定の要件を満たす場合には、迅速審査を希望する。
3. 研究の公表先・研究費の種類	<input type="checkbox"/> 博士論文 <input type="checkbox"/> 科研費 <input type="checkbox"/> 学内共同研究費 <input type="checkbox"/> 修士論文 <input type="checkbox"/> 卒業研究 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> プロジェクト研究
4. 指導教員	
5. 研究倫理研修	<input type="checkbox"/> 研究従事者は、日本学術振興会による研究倫理研修を受講している。
6. 利益相反	<input type="checkbox"/> 利益相反の自己申告 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
7. 他機関への申請等	学外の研究(研究対象者募集)機関名： <input type="checkbox"/> 承認済み <input type="checkbox"/> 申請予定 <input type="checkbox"/> 他機関での倫理審査は不要又は受けられない。 先方機関の担当者氏名・職名： 確認内容： <input type="checkbox"/> 非該当
8. 添付書類一覧	資料 1： 資料 2： 資料 3： 資料 4： 資料 5：
事務局使用欄	審査開始日 担当者 審査終了日 (学長報告日) 承認書類発行の確認 <input type="checkbox"/>

様式 2 (第 7 条関係)

研究計画書

(研究課題名)

研究責任者

所属・職名または学籍番号：

氏名：

作成：20XX 年 X 月 X 日

改訂履歴：

1. 研究実施体制

(1) 研究者の構成

研究者氏名	所属・職名又は学籍番号	役割
		研究責任者

(2) 研究フィールド（研究実施に協力を得る機関）又は共同研究機関

申請すべき機関無し

研究フィールド・共同研究機関名	研究フィールドとの打ち合わせ状況・研究倫理審査状況
	実施に関する打ち合わせの状況 研究倫理審査： <input type="checkbox"/> 承認済み <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 今後申請予定
	実施に関する打ち合わせの状況 研究倫理審査： <input type="checkbox"/> 承認済み <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 今後申請予定
	実施に関する打ち合わせの状況 研究倫理審査： <input type="checkbox"/> 承認済み <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 今後申請予定
	実施に関する打ち合わせの状況 研究倫理審査： <input type="checkbox"/> 承認済み <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 今後申請予定

(3) 他機関・団体等の既存情報の提供を得て行う研究

本研究では、他の他機関・団体等（以下「提供元」という。）から既存情報の提供は受けない。

提供元の名称	
提供責任者の氏名・役職：	
・情報の内容：	
・情報の取得の経緯：	

(4) 研究に関する業務の一部を委託する場合

業務委託を行わない。

委託先名称：	
業務内容：	
契約締結の有無：	

2. 研究の目的・意義

3. 方法

3-1. 研究期間（データの収集・解析期間）

許可日～ 年 月末

3-2. 対象

(1) 必要な対象者の選択方針および内訳

ア 対象者

イ 同意能力

- ・ 同意能力があると判断される成人（ 名）
- ・ 有効な同意が得られにくいと判断される成人（ 名）
⇒有効な同意が得られにくい成人を対象者とする理由：

- ・ 未成年者（0～16 歳未満）（ 名）
- ・ 未成年者（16～20 歳未満）（ 名）
⇒未成年者を対象者とする理由：

(2) 性別

男性（ 名）／ 女性（ 名）
 特に性別による目標募集数はない

(2) 対象者の募集方法及び募集期間

3-3. 研究に用いるデータ

- (1) 本研究のために新たにデータを収集し、用いる場合
 研究者自身が独自の手段によって自ら収集する。

星槎大学等、星槎グループ内であらかじめ収集されたデータを、研究責任者が提供を受ける

提供元で収集され、研究責任者が提供を受ける

ア 研究フィールド・調査実施場所と集めるデータ

① 研究フィールド・調査実施場所の名称：

② 集めるデータの具体的項目：

③ インフォームド・コンセントの取得：

する

しない 理由：

研究フィールド・調査実施場所内等で通知・公開（オプトアウト）

： する（方法： ） しない

イ 研究で得たデータの保管場所・方法

(2) 既存情報を用いる場合

星槎大学等、星槎グループ内であらかじめ収集されたデータを、研究責任者が提供を受ける

提供元で収集され、研究責任者が提供を受ける

ア 情報の提供元と提供される情報

① 提供元機関の名称：

② 具体的内容・件数：

③ 星槎大学、星槎大学大学院での通知・公開：

する（方法： ）

しない（理由： ）

イ 研究で得たデータ・記録の保管場所・方法

4. インフォームド・コンセントの取得

本研究の実施におけるインフォームド・コンセントの取得：

取得する 取得しない

(1) 説明及び同意取得の手順

① 説明するタイミングとその方法

② 意思を確認するタイミングとその方法

③ 同意の撤回方法

(2) 説明内容

- 研究課題名、当該研究の実施について学長や関係機関の長の許可を受けていること。
- 研究機関名、研究責任者の氏名（他の研究機関との共同研究の場合には、共同研究機関の名称、共同研究機関の研究責任者氏名）
- 研究の目的・意義
- 研究の方法（研究対象者から取得された・情報の利用目的を含む。）
- 期間
- 研究対象者として選定された理由
- 研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益
- 同意の撤回（撤回の措置を講じることが困難な場合は、その旨及びその理由）
- 同意しないこと又は同意を撤回することによって研究対象者等が不利益な取扱いを受けないこと。
- 研究に関する情報公開の方法
- 他の研究対象者等の個人情報等の保護や当該研究の独創性の確保に支障がない範囲内で研究計画書・研究方法に関する資料を入手・閲覧できる旨並びにその入手・閲覧方法
- 個人情報等の取扱い（匿名化する場合にはその方法、匿名加工情報又は非識別加工情報を作成する場合にはその旨を含む。）
- 情報の保管・廃棄の方法
- 研究の資金源等、研究機関の研究に係る利益相反及び研究者等の研究に係る利益相反に関する状況
- 研究対象者等・その関係者からの相談等への対応
- 研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容
- 侵襲を伴う研究の場合、当該研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容
- 情報について、同意時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨及び同意時点において想定される内容

(3) 未成年者又は同意能力が十分でない者を対象とする場合

① 代諾等の方針

- 対象者本人に加えて、その親権者、法定代理人の同意も得る。
- 対象者本人には伝えず、その親権者、法定代理人から代諾を得る。
- 親権者、法定代理人から代諾を得た上で、対象者本人のアセントも得る。
- この研究への等の提供の諾否は、未成年又は同意能力は十分でない者であっても本人が判断できる。
(理由及び対応：)

② 代諾者の範囲

- 配偶者 成人の子 父母 祖父母 成人の兄弟姉妹
- その他 ()

(4) 研究対象者等及びその関係者からの相談等への対応

5. 個人情報保護

(1) 本研究における星槎大学・大学院での個人情報の取扱いの有無

個人情報の有無：

- 有 (要配慮個人情報：有 無 / 個人識別符号：有 無)
- 無

(2) 個人情報保護の方法

① 匿名化(匿名加工情報又は非識別加工情報への加工を含む。以下同じ。)

の実施の有無：する しない

しない場合の理由 ()

する場合の対応表の作成：する しない

② 匿名化の実施責任者の所在

- 申請者を含めた星槎大学・大学院に所属する者
- 星槎大学・大学院以外の機関・団体等に所属する者

③ 星槎大学・大学院における研究期間終了後の対応表の管理

6. 研究データの保管

(1) 研究期間中

・保管の有無：有 無

(2) 研究期間終了後

・保管の有無：有 無

7. 研究結果の開示

(1) 研究結果の個別開示方針

原則的に開示する

原則的に非開示とする（理由： _____ ）

8. 研究費及び利益相反

(1) 研究費名称：

(2) 使用期限（予定）： _____ 年 _____ 月

(3) 利益相反

・本研究に関係する企業（学校）の有無

有 企業名 _____ 無

・「有」の場合

当該企業からの資金の有無 有 無

当該企業からの医療機器等の提供・貸与の有無 有 無

研究員の受け入れの有無 有 無

講演料、原稿料、実施料等の支払いの有無 有 無

株式保有の有無 有 無

(4) →「ある」にチェックした場合は以下を記入してください。

研究結果・研究対象者保護に影響を及ぼさないための方策：

研究対象者等への経済的負担の有無、謝礼の有無（有の場合は、具体的な内容）

有（内容： _____ ） 無

9. 研究に関する情報公開の方法

(1) 研究に関する情報公開の方法

星槎大学大学院（プロジェクト研究報告書・修士論文・博士論文）

学会発表や論文発表を通して情報を公開する。

その他（ _____ ）

10. その他

様式3（第12条関係）

研究倫理審査結果報告書

年 月 日

星槎大学 学長 殿

星槎大学研究倫理審査委員会
委員長

先に諮問のありました下記の研究計画について、星槎大学研究倫理審査委員会規程第12条第1項（第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

受付番号

申請日

研究課題名

研究責任者

審査結果（該当以外を削除する。）

承認

条件付き承認

条件は別紙のとおり

変更の勧告

別添の指摘事項に従った修正の上、再度審査の申請を行ってください。

不承認

非該当

審査結果の理由（承認の場合を除く。）

様式 4 (第 12 条関係)

研究倫理審査結果通知書

年 月 日

申請者 殿

星槎大学 学長

先に申請がありました研究計画について、星槎大学研究倫理審査委員会規程第 12 条第 1 項(第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

受付番号

申請日

研究課題名

研究責任者

研究計画の実施の適否

- (1) 非該当
- (2) 承認
- (3) 条件付き承認
- (4) 変更の勧告
- (5) 不承認

理由 (承認の場合を除く。)

(教示) 申請者は、この決定 (非該当又は承認の場合を除く。) に不服があるときは、この通知を受けた日から起算して 60 日以内に、学長に対し、再審査の請求をすることができます。

様式5 (第13条関係)

再審査請求書

年 月 日

星槎大学 学長 殿

請求者

氏名

所属・学籍番号

職名

連絡先 E-mail

星槎大学研究倫理審査委員会規程第13条の規定に基づき、下記のとおり再審査を請求します。

1. 研究課題	
2. 研究責任者	
3. 指導教員	
4. 不服がある判定	条件付き承認 ・ 変更の勧告 ・ 不承認
5. 判定の通知を受けた日	
6. 再審査請求の理由	

様式6（第15条関係）

研究倫理審査変更申請書

年 月 日

星槎大学 学長 殿

被承認者（研究責任者）

氏名

所属・学籍番号

職名

連絡先 E-mail

下記のとおり、研究計画を変更したいので、星槎大学研究倫理審査委員会規程第15条第1項及び第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、変更を申請いたします。

記

* 受付番号

1. 審査対象：	研究計画	その他（ ）
2. 研究課題名		
	(承認番号 : 年 月 日付)	
3. 指導教員氏名		
4. 変更内容（具体的に記入のこと）及び変更理由		
5. 添付書類		
<input type="checkbox"/> 倫理審査申請書の写し	<input type="checkbox"/> 研究計画書	
<input type="checkbox"/> 同意説明文章	<input type="checkbox"/> 同意書	
<input type="checkbox"/> 新旧対照表又は変更箇所の分かる書類		
<input type="checkbox"/> その他（)		
事務局使用欄		
審査開始日		
担当者		
審査終了日（学長報告日）		
承認書類発行の確認	<input type="checkbox"/>	

様式 7 (15 条関係)

星槎大学研究倫理審査軽微変更報告書

年 月 日

星槎大学 学長 殿

被承認者 (研究責任者)

氏名

所属・学籍番号・職名

指導教員

所属・職名

氏名

下記の研究計画について、軽微な変更を行いたいので、星槎大学研究倫理審査委員会規程第 15 条第 2 項の規定に基づき、関係資料を添えて、報告いたします。

記

承認番号	
研究課題名	
修正の対象	研究責任者の職名変更 研究者の氏名変更 その他 (該当のものを選ぶ)
変更の内容及び変更理由	
添付書類	

様式 8 (第 15 条関係)

研究中止報告書

年 月 日

星槎大学 学長 殿

被承認者 (研究責任者)

氏名

所属・学籍番号

職名

指導教員

氏名

下記の課題について、研究を中止したいので、星槎大学研究倫理審査委員会規程第 15 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

承認番号	
研究課題名	
承認期間	年 月 日～ 年 月 日
中止予定日	年 月 日
中止の理由	
研究結果の概要・途中経過	
データ等の保存の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 データの具体的内容・件数：() 保管場所：() 保管期限：
結果の公表	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 論文タイトル、掲載雑誌名、発表年月日等の項目を記載 ()

様式9（第15条関係）

研究終了報告書

年 月 日

星槎大学 学長 殿

被承認者（研究責任者）

氏名

所属・学籍番号

職名

指導教員

氏名

下記の研究計画について、研究を終了しましたので、星槎大学研究倫理審査委員会規程第15条第5項の規定に基づき、報告します。

記

承認番号	
研究課題名	
研究計画の変更	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（
実施期間	申請時に届けた期間： 年 月 日～ 年 月 日 実際の期間： 年 月 日～ 年 月 日
研究結果の概要	
データ等の保存の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 データの種類：（ ） 保管場所：（ ） 保管期限：
結果の公表	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 論文タイトル、掲載雑誌名、発表年月日等の項目を記載 （ ）